

国富町医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける町内の医療機関等の負担軽減措置として、令和7年度予算の範囲内において実施する国富町医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、医療機関等の経営の安定化を図り、医療サービス等の安定した提供を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和7年4月1日において、本町に所在する別表に定める医療機関等を運営し、交付申請日時点で当該事業を継続している事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が運営に関与しているとき。

(2) 法人の役員等が前号に掲げる者のいずれかに該当するとき。

(支援金の内容)

第3条 支援金の額は、別表に定める額とする。

2 支援金の交付は、1施設につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 国富町医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）

(2) その他町長が必要と認める書類

(申請期限)

第5条 前条の規定による交付申請の期限は、令和7年11月25日までとする。
(交付決定等)

第6条 町長は、第4条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、国富町医療機関等物価高騰対策支援金交付決定(却下)通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、申請者が指定する口座に支援金を振り込むものとする。
(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、次のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取消し、支援金を返還させることができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) その他町長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

(返還)

第8条 町長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金の交付を受けた者がいるときは、当該支援金を返還させるものとする。

(関係書類等の保存)

第9条 支援金の交付を受けた者は、当該支援金に係る関係書類等を、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月27日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第3条関係）

施設区分	支援金額
病院（稼働病床数がある場合） 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する施設で、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の規定による指定を受けている施設	15,000円×稼働病床数
病院（稼働病床数がない場合） 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する施設で、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の規定による指定を受けている施設	50,000円／施設
有床診療所（稼働病床数4床以上の場合） 医療法第1条の5第2項に規定する施設のうち19人以下の患者を入院させるための施設を有し、かつ、健康保険法第63条第3項第1号の規定による指定を受けている施設	15,000円×稼働病床数
無床診療所 医療法第1条の5第2項に規定する施設のうち患者を入院させるための施設を有しない施設で、かつ、健康保険法第63条第3項第1号の規定による指定を受けている施設	50,000円／施設

助産所 医療法第2条第1項に規定する施設	25,000円／施設
施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に基づく施術所で、かつ、健康保険法第87条第1項に規定する療養費の取扱いによる施術を行い、または行うことのできる施設	25,000円／施設
薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項及び同法第4条第1項に規定する薬局で、かつ、健康保険法第63条第3項第1号の規定による指定を受けている施設	15,000円／施設

備考 この表において、病院及び有床診療所は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、一番多く稼働した病床数とする。